

# 令和6年度 第36回 杖道中央講習会・地区講習会（広島）要項

全日本剣道連盟

## 1. 目的

杖道の全国的普及と技能の向上を図るとともに、「全日本剣道連盟杖道」の的確な伝達と審判実技を行い、共通理解を得ることを目的とする。

## 2. 期 日

令和6年8月24日(土)～25日(日) 2日間

24日(土) 午前10時 (開講式)～午後5時(終了)

25日(日) 午前9時30分(開始)～午後1時30分(閉講式)

## 3. 会 場

広島県立総合体育館 武道場 ※別紙案内図参照

〒730-0011 広島市中区基町4-1 電話 082-228-1111

4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟  
主 管 一般財団法人 広島県剣道連盟

## 5. 受講資格および人員

- (1) 各都道府県剣道連盟の登録会員であること。
- (2) 称号・段位・年齢に制限なし。

## 6. 講習科目

- (1) 杖道解説書に基づく基本技と形の講習。
- (2) 段位により形1本目より12本目の実習と指導法の講習。
- (3) 段位により審判実技および審判法の講習。

## 7. 日 程 表

別紙のとおり。

## 8. 受講者の申込み

別紙に定める申込み様式により、参加料を添え、支部を通じて申込みこと。

## 9. 参加料

1人 4,400円(申込みと同時に納入のこと)

## 10. 参加上の留意事項

(1) 携行品・杖、木刀、剣道着、袴、筆記用具、杖道解説書、杖道試合審判規則、審判旗。

(2) 都道府県名および姓を明記した名札を左胸部に付けること。

「凡例」

都道府県名
姓

黒または紺色の剣道着の場合は、黒または紺色の布地に白字とし、白色の剣道着の場合は、白地に黒字とする。

(3) 講習参加に当たって、携行品資料を熟読のうえ出席すること。

## 11. 安全対策

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢者の参加については、特に留意のこと。主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まれない)は主催者が負担する。なお、主催者は参加者の事故に対し(会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

対人稽古に関する感染予防ガイドラインにかかわらず、面マスクの着用は、個人の判断に、委ねることといたします。

## 12. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報(登録県名、称号・段位、漢字氏名、年齢、住所、電話番号、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本講習会運営のために利用することがある。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。全剣連は、研究材料としてビデオ撮影することがある。

## 13. 注意事項

本講習会では、関係者および参加者のみとします。

## 14. その他

- (1) 本講習会を完全に受講した者には、修了証を授与する。
- (2) 当日の申込みは行いません。
- (3) 申込み後、欠席者に対する返金を行いません。

# 杖道中央・地区講習会 日程表

令和6年8月24日(土)～25日(日)

(於・広島県立総合体育館)

全日本剣道連盟

	8月24日(土)	8月25日(日)	
9:30			9:30
	集合 講師打合せ	審判・審査員の心構え	
10:00	開講式		10:00
10:30		全剣連杖道 審判実技	
11:30	全剣連杖道		
12:30		質疑応答	12:30
	昼食		13:00
13:30		閉講式	13:30
	全剣連杖道		
17:00			

※都合により日程の変更の場合もある。

# 広島県立総合体育館 武道館



## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上

